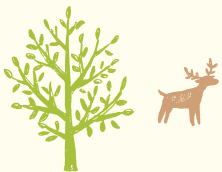
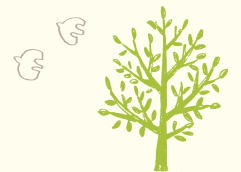




▲根羽造林地 間伐の様子



水源かん養林事業への取り組み



明治用水土地改良区の事業で他にはない特徴的なものは、矢作川などの水源地における水源かん養林事業です。碧海台地が水利に乏しい立地条件で苦汁を味わっていたという経緯から、先人の水に対する思いは深く、「水を使うものは、自ら水をつくるべきである」という理念のもと、明治41年から水源かん養林事業を行っています。現在は長野県根羽村・平谷村、豊田市内に約543ヘクタールの造林地を所有し、毎年間伐などの保育事業や林道整備事業を行い、健全な森林づくりに努めています。

また、水のかんきょう学習館では、子どもたちや流域住民の方々に、森林整備の大切さ、森林の役割などについて啓発活動を行っています。



ごあいさつ



明治用水土地改良区 理事長 杉浦 正行

新緑に映える光がまばゆく、木々を通り抜ける風も爽やかな季節となって参りましたが、皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

世界に目を向ければ、令和4年2月に始まったロシアウクライナ紛争に続き、令和5年10月に起こったイスラエルによるガザ地区侵攻など、国内では令和6年正月に発生した能登半島地震など、痛ましい出来事が生じています。とりわけ能登半島地震で被災された方々にはお見舞い申し上げますと共に、一刻も早い復興を祈念する次第です。

また、令和4年5月に発生した明治用水頭首工漏水事故では、国県の方を始め多くの皆様にご尽力をいただき、着実な復旧に向けて非出水期にて漏水箇所の堰柱及び堰体とその基礎部分の改修工事を行い、安心安全な取水を行って参ります。

さて今号では明治用水に関わりのある、矢作川の水を守る活動について、紹介させていただきます。

矢作川流域では、1960年代後半から始まった高度経済成長により、山間地では土石や鉱物の採掘、ゴルフ場や住宅団地など盛んに行われた大規模な造成が、平野部では急激な都市化・工業化に伴い未処理の生活排水や工場排水の排出が、矢作川の水質を極度に悪化させ、農業のみならず漁業にも甚大な被害をもたらしました。

具体的には内水面漁業ではアユなど、三河湾沿岸漁業ではノリやアサリなど、農業では稲作など、県市町村では上水道で被害が認められました。

このような状況の中、昭和44年（1969）に明治用水土地改良区が中心となり、農業団体と漁業団体に加え、矢作川を水道水源とする市町で組織する「矢作川沿岸水質保全対策協議会（通称：矢水協）」を発足させ、水質公害に対処することになりました。しかし、矢水協の発足当時は経済発展優先の考えが強く、環境保全の法整備も不十分で、当初は中々成果を上げられませんでした。粘り強い活動が実を結び、昭和46年（1971）

に環境庁が発足し、水質汚濁防止法が施行されるなか、汚水源のパトロールを精力的に行い、昭和47年（1972）には、矢作川上流で未処理汚水を垂れ流す悪質な窯業原料採取業者3社を水質汚濁防止法違反で愛知県警に全国初の摘発することになりました。

こうして愛知県にも認知された矢水協では、開発行為に対する審査・チェックを行うとともに、施工業者等との濁水流出防止対策の協議・勉強会を行い、矢作川の水質保全活動を多岐にわたり実施しています。また、国では平成13年（2001）に環境省が発足し、環境行政が一元化されました。

そのほかに長野県や岐阜県の山の子供たちを矢作川河口の三河湾に招待し、潮干狩りを体験してもらうなど、矢作川上下流の交流を支援する活動も行っています。

今後も「流域は一つ、運命共同体」を合言葉に、流域全体で協力して矢作川の清流を守ってまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。



▲矢水協職員による現地調査の様子



▲三河湾での潮干狩り体験

管理障害補償金の納期限は7月1日(月)です!!

本年度の納期限は上記のとおりになりますので期限内に納入くださるようお願いいたします。また、納付することができない場合は、ご相談ください。納付期限内に納付・相談がない場合には、督促状が送付され、直接お問い合わせすることもあります。

◎令和6年度通知書よりコンビニエンスストアでも納入できるようになりました。それに伴い通知書の様式が変更されました。様式変更に伴い、通知書が金融機関の窓口で利用できなくなったり、手数料が発生したりしますので、通知書及び窓口で確認のほどよろしくお願いいたします。

コンビニ納入できるようになりました

- 振込手数料は無料です。
- 領収書は通知書に付随しています。
- お使いいただけるコンビニエンスストアは通知書裏面をご覧ください。

ご注意ください

- 窓口ではクレジットカード、電子マネーによる納入はできません。
- 納期限が過ぎている、または支払金額が30万円を超える通知書はご利用できません。

◎金融機関から振り込まれる方へ … 金融機関窓口からの納付には振込手数料が必要となります。ただし、**下記金融機関での納付には、振込手数料がかかりませんのでご利用ください。**

振込手数料がかからない取扱金融機関

- ◎あいち中央農協
 - ◎あいち豊田農協
 - ◎あいち三河農協
 - ◎碧海信用金庫
 - ◎西尾信用金庫
 - ◎豊田信用金庫
- (通知書が利用できなくなった機関もありますので通知書裏面をご確認ください)

◎管理障害補償金の納付には、便利な口座振替をご利用ください。金融機関の窓口に行く手間が省け、**振込手数料もかかりません。**また納付忘れがなくなります。

口座振替ができる取扱金融機関

口座振替が
便利です



- ◎愛知県内の各農協
- ◎三菱UFJ銀行
- ◎碧海信用金庫
- ◎西尾信用金庫
- ◎岡崎信用金庫
- ◎豊田信用金庫
- ◎ゆうちょ銀行

- 新規ご希望や口座変更の方は「**口座振替依頼書**」を上記取扱金融機関の窓口に出してください。
- ゆうちょ銀行の場合は、窓口にて備えてある自動振込利用申込書で手続きをお願いします。
- 今年度口座振替依頼書を提出していただいた方は、来年度から口座振替になります。

必ず届出をお願いします！

◎変更があるときは手続きをお願いします。

1. 「通知書」の住所、名前などの変更
2. 転居や売買などによる「管理障害物」の使用者の変更
3. 家の建て替えなどによる内容の変更

◎「公共下水道」に接続されたときはご連絡をお願いします。

公共下水道に接続されれば、排水についての補償金はいただきません。確認もれを防ぐために、接続工事をされたときは電話にてご連絡ください。なお、年度途中の接続であれば補償金を月割計算し、還付させていただきます。

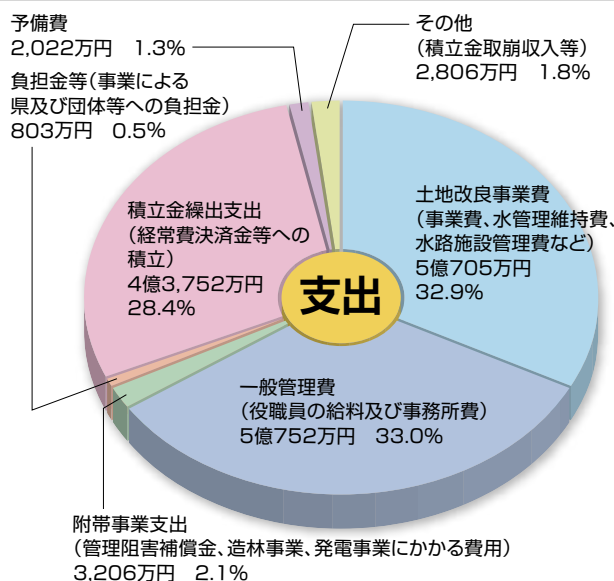
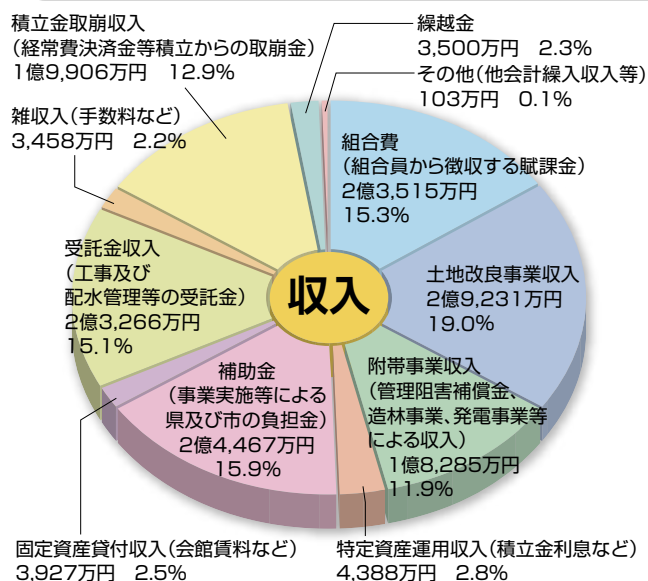
各種様式は、明治用水ホームページの「各種申請書類ダウンロード」にて掲載していますのでご利用ください。

管理障害補償金について

管理障害補償金とは、一般家庭や工場から出る雑排水・浄化槽排水・工場排水などを当改良区の維持管理する農業用排水路に放流する場合、また、水路敷地に橋や乗入れを設置したり、上・下水道管、ガス管等を布設する場合の非農業用使用に対し、水利施設の維持管理費にかかる費用の一部を負担していただくものです。

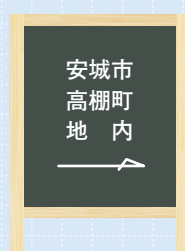
その他ご質問がありましたら、財務課(☎ 0566-76-4920)までお問い合わせください

令和6年度一般会計収支予算:15億4,046万円



芦池用悪水の改修

令和4年7月の豪雨により、河床の隆起や法面の崩壊があり、排水不良を起こしておりましたので、令和5年度単県事業により水抜きを設置や護岸補強を施して改修を行いました。



着手前



完了

水のかんきょう学習館体験プログラムのご案内

明治用水会館に隣接する水のかんきょう学習館(安城市大池公園内)では、今年度、下記のプログラムを予定しています。ご家族、ご友人の皆様をお誘い合わせの上、ぜひお申込み、ご参加ください。

日程	タイトル	日程	タイトル
6月15日(土)	豆腐を作ろう!	11月23日(土)	おにまんじゅうづくり
7月24日(水)	ネイチャークラフト	12月12日(木)	古代米でリース作り
8月21日(水)	やってみよう、ぬか漬け	1月11日(土)	水の駅 感謝祭
9月14日(土)	陶芸を体験してみよう	2月15日(土)	米粉でつくるいがまんじゅう
10月12日(土)	水の駅 稲刈り	3月15日(土)	粘土でミニ鬼瓦づくり

場 所

明治用水水のかんきょう学習館(安城市大東町22-16)

申込方法

来館または電話での事前予約(TEL.0566-76-6560※開館時間内のみ受付)

※開催月1か月前の1日9:30から受け付けます。

(1日が休館日の場合は、翌開館日)

※詳細はホームページをご覧ください。

※持ち物は、ご予約の際にお知らせします。



場合により中止させていただくことがありますので、開催状況をホームページでご確認ください

<http://www.midorinet-meiji.jp>